テレワークの抜本的拡大による働き方・休み方改革の加速化 (厚生労働省働き方・休み方改革第2弾)

第1弾の成果

大臣主導の下、昨年3月から、「厚生労働省働き方・休み方改革」に取り組み、右表のとおり、一定の成果が上がっている。

一方、働き方改革を推進する厚生労働省と しては、他省庁に先行して一層の改革推進 が必要。

	試行実施期間 (昨年3月-昨年9月)	本格実施期間 (昨年10月-本年1月)
平均退庁時間	33分短縮 (20:51→20:18)	17分短縮 (20:22→20:05)
マンスリー休暇取得率	10%増 (58%→68%)	12%增 (60%→72%)

第2弾(4月から)

1 テレワークの抜本的拡大

本省職員のテレワーク実施人日の目標数値を、約20倍に拡大(平成27年度比)

2 フレックスタイム制の活用促進

原則として、育児・介護職員のフレックスタイム制の利用を100%認める

3 長時間勤務職員の健康確保に向けた取組の強化

各部局の長等は、各課室長に対し所属の月100時間超の超勤職員の個別改善計画を作成させ、健康確保を徹底。

4 マンスリー休暇取得率の数値目標の引上げ

マンスリー休暇取得率の数値目標を、本省全職員の65%から75%に引き上げ

1 テレワークの抜本的拡大

(1) 目標数値の抜本的引上げ

本省職員のテレワーク実施人日の目標数値を、27年度から28年度で約20倍に拡大。

具体的には、27年度が335人日(※1)から、28年度は6,800人日(※2)へ。

- ※1 27年度実績見込みは489人日。
- ※2 本省職員全員が平均して年2回、テレワークを実施することを目標に目標数値を設定。

(2) 実施方法の多様化

- 1日単位、半日単位に加え、時間単位のテレワークを認める。
- 在庁時間の短縮の観点から、健康管理面に留意しつつ業務上必要な場合には、 状況に応じてテレワークを認める。

(3) 実施手続の簡素化

テレワーク実施前に交付するテレワーク勤務命令書を廃止し、メール等での伝達を認める。

(4) 物理的な環境整備

テレワークを行う際に必要な認証装置を、250個から4倍増の1,000個に拡充。

2 フレックスタイム制の活用促進

本年4月から国家公務員のフレックスタイム制が拡充されることに伴い、育児・介護を理由にフレックスタイム制の適用を希望する本 省職員については、**原則として、フレックスタイム制の利用を100%認めるべく、試行的に取り組む**。

3 長時間勤務職員の健康確保に向けた取組の強化

各部局の長及び総務課長等は、各課室の月100時間超の超勤職員を正確に把握する。加えて、当該超勤職員の所属する課室長に対して、個別の改善計画書を作成し、翌月フォローアップを行うよう指示し、健康確保の徹底を図る。

4 マンスリー休暇取得率の数値目標の引上げ

マンスリー休暇取得率の数値目標を、本省全職員の65%(※)から75%に引き上げる。

※ マンスリー休暇取得率の実績:72%(本格実施期間(昨年10月-本年1月)中)